

韓国知的財産ニュース 2023 年 9 月前期

(No. 494)

発行年月日：2023 年 10 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】 法院組織法の一部改正法律案（議案番号：2123353）
- 1-2 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2124284）
- 1-3 【法案提出】 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2124305）
- 1-4 【代案】 商標法の一部改正法律案（議案番号：2124453）
- 1-5 【公布】 デザイン保護法の一部改正法律（法律第 19710 号）
- 1-6 【公布】 商標法の一部改正法律（法律第 19711 号）
- 1-7 【公布】 実用新案法の一部改正法律（法律第 19712 号）
- 1-8 【公布】 特許法の一部改正法律（法律第 19714 号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁と KOICA、5 か国対象に「知的財産能力強化教育」を施行
- 2-2 韓国特許庁、第 6 次韓国・ASEAN 長官会合に参加
- 2-3 半導体専門特許審査官 39 人追加採用
- 2-4 「第 15 回地域知的財産政策協議会」を開催
- 2-5 韓国・インドネシア、知的財産分野 MOU2 件締結
- 2-6 韓国特許庁長、インドネシア進出の寝具製造専門企業現場を訪問
- 2-7 「2023 年政府全体の公共技術移転・事業化ロードショー」を開催
- 2-8 「韓国型証拠収集制度の導入に向けた国会討論会」を開催
- 2-9 「2023 知的財産スタートアップコンテスト」の授賞式を開催
- 2-10 日韓特許庁長官会合の後続措置として両庁局長級会合を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 海外進出企業の知財権保護に向けた「K 商標模倣品セミナー」を開催
- 3-2 340 億ウォン台の企業型デザイン犯罪組織を検挙
- 3-3 BLACKPINK WORLD TOUR の現場で模倣品を取り締まる予定

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 女性の意匠出願率 31.8%、この 20 年間約 4.2 倍増加
- 4-2 韓国特許庁、TM5・ID5 の年次会合を開催
- 4-3 「2023 年商標ビッグデータカンファレンス」を開催

その他一般

- 5-1 第四次産業革命技術の特許出願、10 年間年平均 14.7%成長

法律、制度関連

1-1 【法案提出】 法院組織法の一部改正法律案（議案番号：2123353）

議案情報システム（2023.7.19.）（9月1日掲載）

議案番号：2123353

提案日：2023年7月19日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外10人

提案理由

人工知能（AI）技術が発展するに伴って人工知能が絵画や音楽を作り上げる事例が発生しており、特許分野では、人工知能を発明者として記載した特許出願が韓国を含め世界16か国に出願される事例も発生した。これと関連し、米国、ドイツ、英国等の主要国では、人工知能は自然人ではないため発明者になれないという裁判所の判決が下されており、韓国特許庁も昨年9月に同一の理由で特許出願を無効とするという処分を下した。

それに対し、昨年12月にソウル行政裁判所に特許庁の上記の無効処分が不当であるとの行政訴訟が起こされ、今年6月30日にソウル行政裁判所で判決を下した状況である。もし、ソウル行政裁判所の判決に対して当事者が不服する場合は、「法院組織法」及び「各級法院の設置と管轄区域に関する法律」により、第2審はソウル高等裁判所の専属管轄となる。しかし、人工知能を発明者として認めるか否か等、急激な技術発展に伴って今後発生するであろうと予想される特許法的懸案に関しては、特許法に対する専門的な解釈だけでなく、国際的にも制度的調和が必要な事案であると言える。韓国の特許裁判所と類似した裁判所を持つ米国（CAFC）、ドイツ（連邦特許裁判所）、日本（知財高裁）等も特許庁の行政処分に関する控訴審に対し、知的財産権分野の専門性が必要であるとの理由で固有の知的財産専門裁判所で処理しており、実際に上記の人工知能事件に対し、米国は CAFC で、ドイツは連邦特許裁判で判決した。日本でも特許庁長官の処分（特許を受ける権利の承継申告却下処分、特許料不納による手続却下処分等）の取消訴訟に対する控訴事件を知財高

裁が管轄している。

加えて、輸入品目許可を受けた製薬関連特許の存続期間延長承認対象の可否、PCT 国際出願の際に自己指定を除いた（大韓民国を国際出願の指定国から除く）場合に国内進入の段階からそれを覆せるか否か、登録原簿上の名義人ではないものの実質的な商標権者が存続期間更新登録申請をできるか否か等、多様な特許、商標、デザイン行政訴訟事例が発生しており、このような事例においても知的財産権に対する専門的な知識と判断が必要であるとみられる。

したがって、「特許法」、「実用新案法」、「商標法」及び「デザイン保護法」に応じて知的財産権に関連する専門知識が求められる法律に基づいて特許庁長又は特許審判院長が下した処分に関する行政訴訟事件においては、第2審を特許裁判所に管轄を集中させ、知的財産権に関連する行政訴訟に対して専門性が確保されている特許裁判所から裁判を受けられるようにすることで、憲法上保障されている公正かつ迅速に裁判が受けられる権利を忠実に実現できるだけでなく、国際的にもハーモナイゼーションの取れた訴訟制度を運営しようとするものである。

主要内容

- イ. 「特許法」、「実用新案法」、「商標法」及び「デザイン保護法」に応じて特許庁長又は特許審判院長が下した処分に関する行政訴訟事件の控訴事件を特許裁判所が審判するようにする（案第28条の4第3号新設）。
- ロ. 知的財産権関連法に関する行政訴訟事件の控訴事件を特許裁判所の専属管轄とするため、一般高等裁判所の事件から除く（案第28条各号以外の部分ただし書）。

法律第 号

法院組織法の一部改正法律案

法院組織法の一部を次のように改正する。

第28条各号以外の部分ただし書中「第28条の4第2号」を「第28条の4第2号及び第3号」とする。

第28条の4第3号を第4号とし、同条に第3号を次のように新設する。

- 3. 「特許法」、「実用新案法」、「商標法」及び「デザイン保護法」に応じて特許庁長又は特許審判院長が下した処分に関する行政訴訟事件の控訴事件

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布の日から施行する。

第2条(適用例)第28条各号以外の部分ただし書及び第28条の4第3号の改正規定は、この法律の施行前に訴訟が係属中の「特許法」、「実用新案法」、「商標法」及び「デザイン保護法」に応じて特許庁長又は特許審判院長が下した処分に関する行政訴訟事件に対し、この法律の施行後に第1審の判決が下された場合に対しても適用する。

1-2 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案(議案番号:2124284)

議案情報システム(2023.9.7.)

議案番号:2124284

提案日:2023年9月7日

提案者:イ・チョルギユ議員(国民の力)外15人

提案理由

韓国の特許出願の約84%は、従業員の職務発明に起因するもので、使用者が研究現場から創出される知的財産をベースに事業化するか技術移転等に活用するには、従業員の職務発明を安定的に承継し、それに対して従業員に合理的な補償が支払われることが重要である。

そのため、職務発明補償制度をしっかりと運営する企業を優秀企業として認証し、各種インセンティブを提供しているものの、認証の取消や認証の有効期間等、認証の法的効果や権利・義務と関連する事項が法律に明示されていない。

一方、現行法上、使用者が従業員から職務発明に対する権利を承継するためには、職務発明の届出を受けてから4か月以内に従業員に承継するか否かを通知する必要があるが、承継通知の前まで不確定的権利関係により、従業員が第三者に職務発明に対する権利を承継させる二重譲渡問題が発生し得る。

また、職務発明補償金に関する訴訟において、営業秘密等の理由により当事者が証拠資料を提出しない場合、合理的な補償金の算定が難しくなる可能性がある。ちなみに、「特許法」や「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」等、知的財産に関する法律は、関連訴訟において当事者に対し判決に必要な証拠資料の提出を誘導する装置を既に設けている。

したがって、職務発明優秀企業認証の法的効果と関連する事項を法律に具体的に規定して優秀企業が認証制度を効率的に活用し、使用者と従業員が協議して職務発明に対する規定や契約を通じて承継するか否かをあらかじめ決めた場合、職務発明に対する権利が使用者が発明の完成時に安定的に承継するように改善しようとするものである。

また、当事者に対し職務発明補償金の判決に必要な証拠資料を提出するよう誘導する資料提出命令と秘密保持命令の規定を新設し、合理的な補償金の算定が行われるようにしようとする。

主要内容

- イ. 職務発明優秀企業の認証や認証の取消等、認証の法的効果と関連する事項を法律に規定する（案第11条の2）。
- ロ. 使用者が従業員と協議して契約や勤務規程に従って職務発明に対する権利を承継するようにあらかじめ決めた場合、職務発明に対する権利は、発明を完成した時から使用者が承継するように規定し、例外的に使用者が職務発明に対する権利を承継しない場合、4か月以内に従業員に通知するようにする（案第13条）。
- ハ. 職務発明補償金に関する訴訟において、裁判所が当事者に補償金の判決に必要な証拠資料を提出させる資料提出命令の規定を設ける（案第19条の2新設）。
- ニ. 職務発明補償金に関する訴訟において、秘密保持命令制度を導入する（案第57条の3新設）。
- ホ. 秘密保持命令に違反した者に対する刑事処罰の規定を設ける（案第58条の3新設）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出し「(職務発明補償優秀企業に対する支援)」を「(職務発明補償優秀企業の認証等)」に改め、同条第1項中「政府は」を「特許庁長は」に、「職務発明補償優秀企業を選定」を「職務発明補償制度を模範的に運営する企業を対象に職務発明補償優秀企業（以下「優秀企業」という。）として認証」に改め、同条第2項を次のようにし、同条に第3項から第6項までを次のように新設する。

- ②第1項による優秀企業の認証を受けようとする企業は、特許庁長に申請する必要がある。
- ③特許庁長は、第2項による認証申請を受けた場合、認証を受けようとする企業に対する審査を行い、認証基準に適合していれば、有効期間を決めて認証しなければならない。
- ④特許庁長は、認証を受けた優秀企業が次の各号のいずれかに該当する場合、その認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、認証を取り消さなければならない。
 1. 虚偽やその他の不正な方法により認証を受けた場合
 2. 第6項による認証基準に適合しなくなった場合
- ⑤国及び地方自治団体は、認証を受けた優秀企業に対して大統領令に定めるところに基づき行政的・財政的支援をすることができる。
- ⑥優秀企業の認証の基準、手続、再認証、有効期間、その他認証に必要な事項は、大統領令に定める。

第13条の見出し「(承継するか否かの通知)」を「職務発明の権利承継」に改め、同条第1項及び第2項をそれぞれ次のようにし、同条第3項前段中「第1項」を「第2項」とする。

①第12条により通知を受けた使用者等が従業員等の職務発明に対しあらかじめ特許等を受けられる権利や特許権等を承継させるか専用実施権を設定させる契約や勤務規程を定めた場合は、その権利は、発明を完成した時から使用者等が承継する。ただし、使用者等が大統領令に定める期間に従業員等にその発明に対する権利を承継しないことを通知する場合は、この限りではない。

②第1項による契約又は勤務規程がいずれもない使用者等（国や地方自治団体は除く。以下この項及び第3項において同じ。）が第12条により通知を受けた場合は、大統領令に定める期間にその発明に対する権利を承継するか否かを従業員等に書面で知らせなければならない。この場合、使用者等は、従業員等の意思に反してその発明に対する権利の承継を主張することができない。

第18条第1項第3号中「第13条第1項」を「第13条第2項」とする。

第2章第2節に第19条の2を次のように新設する。

第19条の2（資料の提出）①裁判所は、職務発明補償金に関する訴訟において、当事者の申請に応じて相手方の当事者に当該職務発明補償額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を断る正当な理由があれば、この限りではない。

②職務発明補償金に関する訴訟において、資料の提出に関してこの法律に規定していない事項に対しては、「特許法」第132条第2項から第5項までを準用する。この場合、「侵害の証明又は損害額の算定」は、「職務発明補償額の算定」とみなす。

第57条に第2号を次のように新設する。

2. 第11条の2第4項に基づく認証の取消

第7章に第57条の3を次のように新設する。

第57条の3（秘密保持命令）①裁判所は、職務発明補償金に関する訴訟において、その当事者が有している営業秘密に対し次の各号の事由をすべて疎明した場合は、その当事者の申請に応じて、決定により、他の当事者（法人である場合は、その代表者）、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴訟により営業秘密を知り得た者に、その営業秘密をその訴訟の継続的な遂行以外の目的として使用するかその営業秘密に係るこの項による命令を受けた者以外の者に開示しないことを命ずることができる。ただし、その申請の時点まで他の当事者（法人である場合は、その代表者）、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴訟により営業秘密を知り得た者が、第1号に規定されている準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法によりその営業秘密を既に取得している場合は、この限りではない。

1. 既に提出したか提出する必要がある準備書面、すでに調査したか調査する必要がある証拠又は第19条の2第1項により提出したか提出する必要がある資料に営業秘密

が含まれているということ

2. 第1号の営業秘密が当該訴訟の遂行以外の目的として使用されるか開示されれば、当事者の営業に支障をきたすおそれがあり、それを防止するために営業秘密の使用又は開示を制限する必要があるということ

②職務発明補償金に関する訴訟において、秘密保持命令に関してこの法律に規定していない事項に対しては、「特許法」第224条の3第2項から第5項まで、第224条の4及び第224条の5を準用する。

第58条の3を次のように新設する。

第58条の3（秘密保持命令違反罪）①国内外で正当な理由なしに第57条の3第1項による秘密保持命令に違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は、秘密保持命令を申請した者の告訴がなければ、公訴を提起することができない。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（職務発明権利承継に関する適用例）第13条の改正規定は、この法律の施行後に職務発明をした場合から適用する。

第3条（職務発明補償金に関する訴訟における資料提出命令に関する適用例）第19条の2の改正規定は、この法律の施行後に提起された職務発明補償金に関する訴訟から適用する。

第4条（職務発明補償金に関する訴訟における秘密保持命令に関する適用例）第57条の3の改正規定は、この法律の施行後に提起された職務発明補償金に関する訴訟から適用する。

第5条（職務発明優秀企業認証に関する経過措置）この法律の施行当時に従前の規定に基づいて職務発明優秀企業として選定された企業は、第11条の2の改正規定に基づく職務発明優秀企業として認証された企業とみなす。

1－3 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2124305）

議案情報システム（2023.9.7.）

議案番号：2124305

提案日：2023年9月7日

提案者：クォン・チルスン議員（共に民主党）外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、弁理士は、特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の訴訟代理人になれると規定しているが、実務上、判例及び解釈を通じて、登録無効や権利範囲の確認等の審決取消訴訟（行政訴訟）に限って弁理士の訴訟代理権を認めている。

損害賠償、権利移転等民事上の争い（民事訴訟）がある場合も、弁理士の専門性を活用する必要があるが、民事訴訟の場合、高度な法律知識、公正性及び信頼性が求められるという理由で、弁護士にのみ訴訟代理を認めている。

そのため、民事訴訟においても弁理士の専門性が十分に活用されるよう、弁理士の民事上の争いに対する訴訟代理権の内容を法律として具体化する一方、訴訟当事者の権益を保護するため、裁判所が最高裁判所規則制定等を通じて、民事訴訟の過程において必要な高度な法律知識及び公正性を担保できるようにしようとする（案第8条）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第8条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項から第4項までをそれぞれ次のように新設する。

②第1項にもかかわらず、弁理士が特許、実用新案、デザイン又は商標に関する民事上の争いがある事件の訴訟代理人になるためには、裁判所の許可を受けなければならない。

③第2項の規定により、弁理士が訴訟代理人になれる事件の範囲や代理人の資格等に関する具体的な事項は、最高裁判所規則に定める。

④裁判所は、いつでも、第2項の許可を取り消すことができる。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-4 【代案】商標法の一部改正法律案（議案番号：2124453）

議案情報システム（2023.9.14.）

議案番号：2124453

提案日：2023年9月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
商標法の一部 改正法律案	2116859	イ・チョルギユ 議員	2022. 8. 16	ー第400回国会（常会）第10次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 11. 21.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 ー第406回国会（臨時会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 5. 24.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2120764	ク・ジャグン 議員	2023. 3. 20	ー第406回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 5. 11.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 ー第406回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023. 5. 17.）に上程 ー第406回国会（臨時会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 5. 24.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第406回国会（臨時会）第2次産業通商資源特許小委員会（2023. 5. 24.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第407回国会（臨時会）閉会中、第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023. 7. 5.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

現行法上、他人の先登録商標と同一・類似の商標は商標登録が受けられないが、他人の先願（先登録）商標と同一・類似であるとの理由により商標登録が拒絶される事例が多く、商標登録拒絶対象である同一・類似の商標が実際の取引市場で共存しているものの、譲渡

方式等を通じて商標登録を受けるという不便がある。

また、国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品にすべて含まれている場合のみ国際登録による国内登録の代替を認めているが、マドリッド議定書の規則では、最近、指定商品の一部のみを含んでいる場合も国際商標登録出願の国内登録商標として代替を認める内容に改正され、2021年11月から施行している。

一方、存続期間の更新申請後、新しい存続期間が始まる前に商標権が消滅又は放棄された場合、既に支払い済みの商標登録料が返還されないという問題がある。

そのため、出願商標が他人の先登録商標と同一・類似のため商標登録の拒絶理由があるとしても、先登録商標の商標権者が出願商標の商標登録に同意をすれば、商標登録が受けられるようにしようとするものである。

さらに、国際規則の改正を受けて国際商標登録出願の部分代替を認める内容を反映し、納付された商標登録料の返還事由を拡大しようとするものである。

そして、「特許法」及び「デザイン保護法」等の他の知的財産権法律とは異なり、「商標法」は、商標権者が相続人なくして死亡した場合の商標権消滅に関する事項を規定していないことから、それに対する権利関係を明確にし、商標の使用による識別力認定対象を拡大する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することで、商標管理の利便性を高め、権利保護を強化しようとする。

代案の主要内容

- イ. 使用による識別力認定対象に第33条第1項第7号に該当する商標（「その他識別力のない商標」）を含める（案第33条第2項）。
- ロ. 商標登録要件の判断時期に関する規定のうち解釈が不明確な部分を明確にする（案第34条第2項及び第3項）。
- ハ. 先登録商標の商標権者が出願商標の商標登録に同意をすれば商標登録が受けられるようにする（案第34条第1項第7号ただし書及び第35条第6項新設）。
- ニ. 変更出願の基礎となる商標登録出願等に条約に基づく優先権主張や出願時の特例趣旨及びその証明書類の提出がある場合は、変更出願に対してもその主張及び書類の提出があるものとみなす（案第44条第5項から第7項まで新設等）。
- ホ. 審査官の職権補正が要旨変更にあたるか、明らかに間違っていない事項を職権により補正した場合、当該職権補正はなかったものとみなす（案第59条第5項新設）。
- ヘ. 商標登録料の返還対象に「存続期間更新の効力発生日前に商標権が消滅又は放棄された場合」等を追加しようとするものである（案第79条第1項第8号及び第9号新設）。
- ト. 存続期間更新申請に関する記載事項等の要件を商標権と関連する事項に見直す（案第84条）。
- チ. 商標権の相続が開示された時、相続人がいない場合、当該商標権は消滅するようにする（案第106条第2項新設）。

- リ. 先願（先登録）商標権者の同意により登録された商標が不正競争の目的として使用される場合、商標登録の取消事由として規定し、取消審判の除斥期間を規定する（案第119条第1項第5号の2新設及び案第122条第2項）。
- ヌ. 国際商標登録出願の代替要件において、国内登録商標の指定商品全部を含んでいるときのみを認めていたものを、指定商品の一部のみを含んでいる場合も認める部分代替を導入する（第183条第1項第3号削除）。
- ル. 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割を許容する（案第187条及び第200条）。
- ヲ. 国際商標登録出願に対する登録可否決定を国際事務局から出願人に通知するようにする（案第193条の3新設及び第220条）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「第6号まで」を「第7号まで」とする。

第34条第1項第7号中「使用する商標」を「使用する商標。」に改め、同号にただし書を次のように新設し、同条第2項各号以外の部分本文中「第1項及び商標登録出願人（以下「出願人」という。）が当該規定の他人に該当するかは」を「第1項は」とし、同項各号以外の部分ただし書中「して」を「して決める一方、商法登録出願人（以下「出願人」という。）が第1項の他人に該当するかは商標登録可否決定をする時を基準にして」に改め、同条第3項各号以外の部分中「第3号まで及び第5号から」を「第3号まで、第5号、第5号の2及び第6号から」に、「その該当するようになった日から3年経過後に出願しなければ商標登録が受けられない」を「その請求日から次の各号のいずれかに該当するようになった日以降3年経つ前に出願すれば、商標登録が受けられない」に改める。

ただし、その他人から商標登録に対する同意を得た場合（同一の商標としてその指定商品と同一の商品に使用する商標に対して同意を得た場合は除く。）は、商標登録が受けられる。

第35条に第6項を次のように新設する。

⑥第1項及び第2項にもかかわらず、先に出願した者又は協議・抽選により決まるか決まった出願人から商標登録に対する同意を得た場合（同一の商標として、その指定商品と同一の商品に使用する商標に対して同意を得た場合は除く。）は、後に出願した者又は協議・抽選により決まるか決まった出願人でない出願人も商標登録を受けることができる。

第44条第3項ただし書を次のようにし、同条第5項を第8項とし、同条に第5項から第7項ま

でをそれぞれ次のように新設する。

ただし、第46条第3項・第4項又は第47条第2項を適用するときは、変更出願をした時を基準とする。

⑤変更出願の基礎となった出願が第46条に基づいて優先権を主張した出願の場合は、第1項及び第2項により、変更出願をした時にその変更出願に優先権を主張したものとみなし、変更出願の基礎となった出願に対して第46条に基づいて提出された書類又は書面がある場合は、その変更出願に当該書類又は書面が提出されたものとみなす。

⑥第5項により第46条に基づく優先権主張をしたものとみなす変更出願に対しては、変更出願をした日から30日以内にその優先権主張の全部又は一部を取り下げることができる。

⑦第47条に基づく出願時の特例に関しては、第5項及び第6項を準用する。

第45条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、第46条第3項・第4項又は第47条第2項を適用するときは、分割出願をした時を基準とする。

第59条第1項に後段を次のように新設し、同条に第5項を次のように新設する。

この場合、職権補正は、第40条第2項による範囲内で行わなければならない。

⑤職権補正が第40条第2項による範囲を超えるか、明らかに間違っていない事項を職権により補正した場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第79条第1項に第8号及び第9号をそれぞれ次のように新設する。

8. 第84条第2項本文により存続期間満了前に存続期間更新登録申請をしたが、存続期間更新登録の効力発生日前に商標権の全部又は一部が消滅又は放棄された場合：既に支払い済みの商標登録料からその消滅又は放棄された商標権を除いて算定した商標登録料を引いた金額

9. 第72条第1項後段に基づき商標登録料を分割納付した場合として、2回目の商標登録料を納付したが、商標権の設定登録日又は存続期間更新登録日から5年になる前に商標権の全部又は一部が消滅又は放棄された場合：既に支払い済みの2回目の商標登録料からその消滅又は放棄された商標権を除いて算定した2回目の商標登録料を引いた金額

第84条第1項各号以外の部分中「者は」を「商標権者（商標権が共有である場合、各共有者も商標権者とみなす。以下この条において同じ。）は」に改め、同項第1号を次のようにし、同項第2号を第3号とし、同項に第2号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同条第2項ただし書中「者は」を「商標権者は」に改める。

1. 商標権者の氏名及び住所（法人である場合は、その名称及び営業所の所在地をいう。）
2. 代理人がいる場合は、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された

弁理士の氏名をいう。]

4. 指定商品及び商品類

第106条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②商標権の相続が開示された時、相続人がいない場合は、その商標権は消滅する。

第119条第1項に第5号の2を次のように新設する。

5の2. 第34条第1項第7号ただし書又は第35条第6項に基づいて登録された商標の権利者又はその商標登録に対する同意をした者のうち1人が自己の登録商標の指定商品と同一・類似の商品に不正競争を目的として自己の登録商標を使用することにより、需要者に商品の品質を誤認させ、又は他人の業務と関連する商品と混同を生じさせた場合

第122条第2項中「第119条第1項第1号・第2号・第5号」を「第119条第1項第1号・第2号・第5号・第5号の2」とする。

第183条第1項第3号を削除する。

第186条中「第4項まで」を「第7項まで」とする。

第187条中「第45条を」を「第45条第4項を」とする。

第193条の3を次のように新設する。

第193条の3（商標登録可否決定の方式に関する特例）国際商標登録出願に対し第69条第2項を適用する場合、「商標登録可否決定」は「商標登録可否決定（第54条各号以外の本文後段に該当する場合は除く。）」と、「出願人に」は「国際事務局を通じて出願人に」とみなす。

第200条を削除する。

第220条第1項ただし書中「審査官が第190条により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する」を「次の各号の」に改め、同項に各号を次のように新設し、同条第3項中「第2項」を「第1項第2号により商標登録可否決定の謄本を国際事務局に発送したか第2項」に改める。

1. 審査官が第190条により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する場合
2. 審査官が第193条の3により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に商標登録可否決定の謄本を通知する場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（商標登録が受けられない商標の例外に関する適用例）第34条第1項第7号ただし書及び第35条第6項の改正規定は、この法律の施行前に出願された商標登録出願、変更出願、分割出願及び指定商品追加登録出願としてこの法律の施行後に商標登録可否決定

をする場合にも適用する。

第3条（商標登録が受けられない商標に関する適用例）第34条第3項の改正規定は、この法律の施行前に出願された商標登録出願としてこの法律の施行後に商標登録可否決定をする場合にも適用する。

第4条（出願の変更に関する適用例）第44条第5項から第7項までの改正規定は、この法律の施行後に出願した変更出願から適用する。

第5条（職権補正に関する適用例）第59条第5項の改正規定は、この法律の施行後に出願公告された商標登録出願及び指定商品追加登録出願から適用する。

第6条（商標登録料の返還に関する適用例）第79条第1項第8号及び第9号の改正規定は、この法律の施行後に商標権の全部又は一部が消滅又は放棄された場合から適用する。

第7条（商標登録可否決定の方式に関する特例等の適用例）第193条の3及び第220条の改正規定は、この法律の施行後に商標登録可否決定をする国際商標登録出願から適用する。

1-5 【公布】 デザイン保護法の一部改正法律（法律第19710号）

電子官報（2023.9.14.）

国会で議決されたデザイン保護法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年9月14日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19710号

デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第128条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条第2項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正することができる。

④ 審判長は、第1項ただし書により職権で補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤ 請求人は、第1項ただし書による職権補正事項が受け入れられなければ、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内にその職権補正事項に対する意見書を審判長に提出

しなければならない。

⑥請求人が第5項により意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦第1項ただし書による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第142条の2を次のように新設する。

第142条の2（参考人意見書の提出）①審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して、特許審判院に審判事件に対する意見書を提出することができる。

③審判長は、第1項又は第2項により参考人が提出した意見書に対し、当事者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

④第1項又は第2項による参考人の選定及び費用、遵守事項等、参考人意見書の提出に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第142条の2の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は審判長が職権で補正できるようにし、審判長は産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができるようにし、国家機関と地方自治団体は公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する。

<法制処提供>

1 - 6 【公布】商標法の一部改正法律（法律第19711号）

電子官報（2023.9.14.）

国会で議決された商標法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年9月14日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19711号

商標法の一部改正法律

商標法の一部を次のように改正する。

第127条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条第2項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正することができる。

④ 審判長は、第1項ただし書により職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤ 請求人は、第1項ただし書による職権補正事項が受け入れられなければ、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内にその職権補正事項に対する意見書を審判長に提出しなければならない。

⑥ 請求人が第5項により意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦ 第1項ただし書による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第141条の2を次のように新設する。

第141条の2（参考人意見書の提出）① 審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

② 国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出することができる。

③ 審判長は、第1項又は第2項により参考人が提出した意見書に対し、当事者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

④ 第1項又は第2項による参考人の選定及び費用、遵守事項等、参考人意見書の提出に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例） 第141条の2の改正規定は、この法律の施行
当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は審判長が職権で補正できるようにし、
審判長は産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公
共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができるようにし、
国家機関と地方自治団体は公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見
書を提出できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する。

<法制処提供>

1 - 7 【公布】 実用新案法の一部改正法律（法律第 19712 号）

電子官報（2023.9.14.）

国会で議決された実用新案法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023 年 9 月 14 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第 19712 号

実用新案法の一部改正法律

実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条中「第154条の2」を「第154条の2、第154条の3」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例） 第33条で準用する「特許法」第154条の3の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は審判長が職権で補正できるようにし、審判長は産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができるようにし、国家機関と地方自治団体は公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する。

<法制処提供>

1－8 【公布】特許法の一部改正法律（法律第19714号）

電子官報（2023.9.14.）

国会で議決された特許法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年9月14日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19714号

特許法の一部改正法律

特許法の一部を次のように改正する。

第141条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条第2項中「第1項」を「第1項本文」とし、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正することができる。

④審判長は、第1項ただし書により職権で補正をするには、その職権補正事項を請求人

に通知しなければならない。

⑤請求人は、第1項ただし書による職権補正事項が受け入れられなければ、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内にその職権補正事項に対する意見書を審判長に提出しなければならない。

⑥請求人が第5項により意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦第1項ただし書による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第154条の3を次のように新設する。

第154条の3（参考人意見書の提出）①審判長は、産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができる。

②国家機関と地方自治団体は、公益に係る事項に関して、特許審判院に審判事件に対する意見書を提出することができる。

③審判長は、第1項又は第2項により参考人が提出した意見書に対し、当事者に口頭又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

④第1項又は第2項による参考人の選定及び費用、遵守事項等、参考人意見書の提出に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（参考人意見書の提出に関する適用例）第154条の3の改正規定は、この法律の施行当時に特許審判院に係属中の審判事件に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は審判長が職権で補正できるようにし、審判長は産業に及ぼす影響等を考慮して事件の審理に必要であると認められる場合、公共団体やその他の参考人に審判事件に対する意見書を提出させることができるようにし、国家機関と地方自治団体は公益に係る事項に関して特許審判院に審判事件に対する意見書を提出できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する。

<法制処提>

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁と KOICA、5 か国対象に「知的財産能力強化教育」を施行

韓国特許庁 (2023. 9. 4.)

新興国に K 知的財産の種をまく！

韓国特許庁の国際知的財産研修院は、韓国と経済交流が活発な新興国のうち 5 か国※を対象とする「知財能力強化教育」課程を 9 月 4 日月曜日から 9 月 14 日木曜日まで韓国国際協力団 (KOICA) 研修センター (京畿道) で実施すると発表した。

※1 次年度参加国：ベトナム、ヨルダン、エルサルバドル、エクアドル、ルワンダ

本課程は、2023 年から 3 年間実施する「韓国国際協力団 (KOICA) 国際研修事業」の一環であり、参加国の知財権発展促進および産業発展に貢献することを目的とする。

教育は、参加国の知財権担当公務員 17 人を対象に行われ、知的財産価値評価、知的財産政策および制度の現状、知的財産の活用など、知的財産能力の強化で中枢となるテーマで構成されている。

また、知財権の創出・活用・保護および知的財産と経済発展、知的財産金融、知的財産の事業化事例など、教育需要者オンデマンドテーマで科目を編成し、韓国の知的財産技術を伝授することになる。

特許庁は、教育課程を通じて韓国の先進的な知財権発展経験および技術を新興国と積極的に共有し、知的財産能力の強化を誘導することで、韓国の輸出企業にとって海外進出に有利な雰囲気を醸成する土台が設けられるものと期待している。

特許庁の国際知的財産研修院長は、「本課程が新興国の知的財産能力を強化し、安定的に経済協力を続けていく上で役立つことを願っている」とし、「これを通じて、参加国内の知的財産法・制度の遵法意識を高め、韓国企業フレンドリーな環境がつけられるよう、知的財産教育協力を継続して拡大していきたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁、第 6 次韓国・ASEAN 長官会合に参加

韓国特許庁 (2023. 9. 6.)

知的財産で「韓国・ASEAN 連帯構想」の実現に貢献する

韓国特許庁長官は、9月5日（現地時間）にシンガポールで開催された第6次韓国・ASEAN長官会合に出席し、ASEAN各国※の知的財産庁長官および代表団と知的財産分野の協力案を議論した。

※ラオス、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、シンガポール、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン

韓国・ASEAN首脳会談の直前に開かれた今回の長官会合は、尹政権の「韓国・ASEAN連帯構想」を知的財産分野で後押しする一方、イノベーションを通じて韓国・ASEANの持続可能な発展の実現に貢献できる協力案を議論するために開催された。

【特許庁・ASEAN、知的財産教育の現況共有および協力方向の議論】

特許庁とASEANは、知的財産教育をテーマに現況を共有し、今後の協力方向を議論した。特に、ASEANは、導入を検討している学習管理システム※（LMS）について特許庁の経験とノウハウなどを伝授してもらうことを要請し、両機関は今後、同分野で緊密に協力していくこととした。

※学習管理システム（Learning Management System）：出欠および学習履歴の管理、掲示板機能の提供、講師とのオンラインコミュニケーションなどを通じて学習者別オーダーメイド型学習を支援するシステム

また、韓国・ASEANの長官らは、昨年の長官会合の後続措置として今年下半期に初の特許専門家会合を開催することとし、日程や議題などの具体的な事項は実務者間の協議を通じて決めることにした。

【マレーシア、ブルネイ、シンガポールの知的財産庁と二者会合】

特許庁は、韓国・ASEAN長官会合の期間中、マレーシア、ブルネイ、シンガポールの知的財産庁と二者会合を開催した。マレーシアとは、今回の会合を通じて試行中の特許優先審査協力※（特許審査ハイウェイ、PPH）を正規化することで合意することで、現地市場に進出している韓国企業は今後も継続して特許優先審査サービスを提供してもらえるようになった。

※両国に共通して特許を申請した申請人が一国で特許が可能であるとの審査結果を受ければ、それを根拠に他国で迅速に審査が受けられる制度

ブルネイとは、現在、韓国特許庁が進めている「ブルネイ先進知的財産体系の構築に向けた相談計画」について意見交換を行い、今後の協力方向について議論した。

特許庁長官は、「ASEAN は、韓国にとって第 2 位の貿易および第 3 位の投資パートナーとして経済的に非常に重要な協力対象であり、K 商標の人気の高まるところとして、知的財産分野で緊密な協力が求められる市場だ」とし、「今回の長官会合を契機に、韓国・ASEAN 間の知的財産分野での協力を一層強化して ASEAN に進出している韓国企業にとって友好的な経営環境を構築し、ひいては『自由』、『平和』、『繁栄』の 3 大重点協力分野を軸とする韓国・ASEAN 連帯構想の実現に積極的に貢献していきたい」と述べた。

2-3 半導体専門特許審査官 39 人追加採用

韓国特許庁 (2023. 9. 7.)

民間専門家の高い専門性・経験を基に、「半導体超格差」を密着支援

韓国特許庁は、半導体分野において国家競争力を確保し、コア人材・技術の海外流出を防止するため、半導体専門特許審査官の追加採用を行う。

今回の採用は、半導体民間専門家 30 名を審査官として採用した 3 月以降の 2 回目の公開採用となり、4 月に新設した半導体審査推進団の成功的な運営と国際的な超格差の確保を密着支援するための特許庁の未来戦略が込められている。

【これまでの経過：今年 3 月採用の成果】

- (半導体専門特許審査官 A) 30 年以上身につけた技術を国内で活用できないということが残念でした。特許庁に入庁できなかつたら、今頃、外資系で働いていたんだと思います。これからはこの分野の専門審査官として一層飛躍したいと思います。
- (半導体専門特許審査官 B) 特許審査業務を担当しています。30 年近く精進してきた分野の業務を続けられることが嬉しいです。
- (半導体専門特許審査官 C) 国の発展のために公務を遂行することになったことに誇りを持ち、特許審査業務に臨んでいます。

韓国企業からの高い関心の中で、6:1 という高い競争率を勝ち抜いて合格した半導体専門特許審査官らは、民間で積んだ豊富な技術専門性と実務経験を活かし、半導体先端技術分野の特許審査に邁進している。

彼らは、専攻・実務経歴など十分考慮された上で各部署に配置されている。半導体先端技術に対する優先審査、既存の審査官との 3 人協議審査などを実施することで、迅速かつ正確な特許審査のための歩みに中核な役割を果たしている。

彼らのうち 22 名は、外国企業から転職依頼を受けたことがある、あるいは転職を考えたことがあると回答（※）した。関連の産業界は、半導体分野で長い経歴のある退職人材を審査官として採用することは、人材や技術の海外流出を防ぐことに効果があると肯定的な反応（※※）を示している。

※半導体専門特許審査官向け庁内アンケート調査（2023 年 5 月）

※※半導体産業の競争力強化に向けた特許制度運営懇談会（2023 年 4 月 18 日）

半導体専門特許審査官の第 1 回目採用などの影響により、今年上半期の半導体分野の審査処理件数は、前年同期に比べて 15.4%（9,676 件→11,163 件）増加した。今後半導体専門審査官の追加採用と彼らの能力が高まることで、審査処理件数はさらに急速に高まると期待される。

【採用の主要事項】

半導体分野の採用人員は 39 名であり、特許出願量、半導体の細部技術の特徴および産業トレンドなどを総合的に考慮し、7 つの細部分野（半導体の設計分野、半導体の製造工程分野、半導体の後工程分野、半導体基板移送装置および処理装置分野、ディスプレイ素材分野、OLED 工程および素子分野、ディスプレイ特化技術分野）別で採用を行う。

志望資格は半導体技術に関する経歴と学位のある者で、受付期間は 9 月 18 日（月曜日）から 9 月 25 日（月曜日）までである。書類試験と面接試験を実施し、12 月中に最終合格者を発表する。来年の 1 月初旬に新規任用され、公務員としての第 1 歩を踏み出すことになる。

特に、今回行われる追加採用では、豊富な現場経験のある民間専門家の能力が、特許審査において最大発揮できるよう、当該分野の実務経歴と専門性を優遇する。

また、半導体分野 39 名の他にも、バイオなどその他技術分野 4 名を含め、計 43 名を特許審査官として新規に採用する。

採用公告文は、9 月 7 日（木曜日）から特許庁のウェブサイト（kipo.go.kr）や人事革新処のウェブサイト（gojobs.go.kr）などで確認でき、その他お問い合わせは特許庁の運営支援課（042-481-5111）が担当する。

【期待効果】

今回の追加採用により、優れた能力のある半導体専門の特許審査官が集まっている半導体審査推進団に、様々な観点と熟練した専門性が加えられ、半導体産業の技術革新を加速し、国家競争力を一層高める重要な起爆剤になると考えられる。

また、優秀な人材の海外転職によるコア技術の流出問題について悩んでいる韓国企業にも実効性のある防止策を提供できると期待される。

結果的に民間専門家が新たに公的付加価値を生み出す国家専門人材の好循環構造は、半導体分野のみならず、国内のコア技術分野の継続的な成長を模索する重要な足場になると思われる。

特許庁長は、「今回の追加採用は、半導体超格差確保支援という国政課題を達成する過程において、力強く新鮮な推進力になると考えている」とし、「現場で身につけたノウハウを公職で生かすことができるよう、実務経験が豊富な技術専門家の積極的な志望を期待する」と述べた。

2-4 「第15回地域知的財産政策協議会」を開催

韓国特許庁（2023.9.8.）

地域中小企業・小規模事業者の知的財産競争力強化支援に向けた協力策を議論へ

韓国特許庁は、9月7日（木曜日）午後2時、自治体との政策コミュニケーションおよび協力強化に向けて「第15回地域知的財産協議会（※）」を済州で開催した。

※特許庁と広域地方自治団体の知的財産政策決定者、地域知的財産センター長などが参加し、地域中小企業・小規模事業者・（予備）起業者の知的財産競争力強化に向けた支援策などを議論する

協議会では、地域現場で需要が急増している「IPベース海外進出支援事業（※）」と「小規模事業者IP能力強化事業（※※）」を既存の広域センターから基礎センターまで拡大運営するための協力策について議論を行った。

※IPベース海外進出支援事業：輸出有望の中小企業向けに知的財産に関する総合サービスを提供する

※※小規模事業者IP能力強化事業：小規模事業者の知的財産に対する認識向上および商標権など権利確保について支援を行う

また、知的財産をベースにし、海外市場開拓に成功した中小企業の事例（(株) KAFILIX）を共有し、済州島の戦略事業の一つである再生エネルギー分野企業（(株)E2Z）を訪問し、現場の声を聴取した。

※レンタカー・航空・宿泊のリアルタイム予約サービスを提供するプラットフォーム企業。2021年のIPベース海外進出支援対象として選定され、その後輸出額が急激に増加している。（2022年100万ウォン→2023年上半期290百万ウォン）

特許庁の地域産業財産課長は、「地域別に特化した先端戦略産業を育成し、地域経済を活性化させるためには、知的財産政策の策定や執行において、地方自治団体の主導的な役割が必要だ」とし、「特許庁も地域知的財産の発展に向けて最善の支援を尽くす」と述べた。

2-5 韓国・インドネシア、知的財産分野 MOU2件締結

韓国特許庁（2023.9.8.）

現地において韓国企業の効果的な知的財産の確保と保護が期待される

韓国特許庁は、韓国・インドネシア首脳会談（9月8日、インドネシア・ジャカルタ）を機に、インドネシアの知的財産庁と知的財産保護、審査、人材育成など様々な分野で協力を強化する一方、現地に進出している韓国企業がより迅速に特許審査を受けることができるよう、政府間でMOU2件を締結した。

ASEAN域内のうち、インドネシアは韓国の第4位の貿易相手国であり、第3位の投資パートナー国として経済的交流が活発に行われている。また、ASEAN諸国の中では韓国企業による特許申請が3番目に多く、知的財産分野において重要な協力国である。

今回、特許庁とインドネシアの知的財産庁が締結した「知的財産包括協力MOU」を通じて、両国は知的財産に関する法・制度、審査、人材育成、知的財産保護、知的財産活用（事業化、金融など）など、5つの分野で積極的に協力することに合意した。

また、特許庁はインドネシアの知的財産庁と「特許審査ハイウェイ（PPH※）」を締結し、これにより、韓国企業が現地でより迅速に特許を取得できると期待される。特に、インドネシアと同MOUを締結した国が、全世界で韓国と日本2カ国のみであるという点で意味深い。

※PPH（Patent Prosecution Highway）：同一発明を韓国、インドネシアの特許庁に出願した後、第1庁で特許可能と判断された場合、第2庁に提出、早期審査が受けられるようにする枠組み

これからも特許庁は、知的財産分野でインドネシア政府と緊密な協力を行い、韓国企業がインドネシア現地で知的財産権を迅速に確保し、効果的に保護・活用できる環境を整えるために最善の努力を払う計画である。

2-6 韓国特許庁長、インドネシア進出の寝具製造専門企業現場を訪問

韓国特許庁 (2023. 9. 8.)

現地進出製造企業現場の隘路聴取、改善策を議論へ

韓国特許庁は、9月7日(木曜日)10:00~11:00(現地時間)、インドネシアのカラワンに位置する寝具生産工場((株)ジヌスグローバルインドネシア)を訪問し、現地に進出している製造企業から意見を聴取した。

今回の訪問は、グローバルサプライチェーンの再編において、インドネシアが新たな生産基地として浮上する中、ジャカルタ所在の海外知的財産センター(IP-DESK、全世界の11か国に設置)のスタッフを激励し、企業現場を訪問して知的財産分野の隘路を聞き、改善策を議論するために行われたものである。

寝具を生産する(株)ジヌスは、2004年に寝具事業を開始した以降、マットレスの圧縮包装など革新的な技術を開発、全世界中で700件余りの知的財産権(※)を確保した。現在は、これを基に米国、アジアに続き欧州、オーストラリア、中南米などに進出している。
※マットレスの圧縮包装技術関連特許、オーダーメイド型スマートベッドフレーム技術関連特許など

(株)ジヌスグローバルインドネシアの法人長は、「新たな市場に進出した時には、競争相手企業による特許侵害訴訟提起、商標の無断先取りなど、知的財産権に関する様々なリスクにあり可能性があります。そのため、格別な関心と支援を政府に求めたいと思います」と述べた。

特許庁長は、「世界的な経済低迷が続く中、海外に進出している韓国企業を効果的に支援する必要がある」とし、「韓国企業の海外進出をサポートするために、海外の知財権紛争への対応支援を拡大すると共に、海外現地で運営している海外知的財産センターの機能と役割も強化していく計画である」と述べた。

海外進出の始まり！知財権分野のFTA最新動向を共有する

韓国特許庁は、科学技術情報通信部、国土交通部、農林畜産食品部、産業通商資源部、中小・ベンチャー企業部、海洋水産部、環境部、防衛事業庁と共に、優秀公共技術の民間移転・事業化を促進するための「2023年全部処レベル公共技術移転・事業化ロードショー」を9月12日（火曜日）13時30分に延世大学（ソウル）で開催すると発表した。

今回のロードショーでは、政府R&Dの投資を通じて創出された優秀公共技術のうち、各部処が発掘した1,500件余りの事業化有望技術を紹介し、これを必要とする企業に対しては技術移転に関する相談も提供する。

また、より効果的な技術移転に関する相談を提供するため、国家科学技術知的情報サービスウェブサイト（www.ntis.go.kr/rndtema/）に1,500件余りの優秀公共技術に関する詳細情報を事前に公開する。そして、関心を示す企業に対しては事前申し込みを受け付け、公共技術を保有している機関と現場で相談を受けることができるようにした。

ロードショー終了後もウェブサイトを年末まで運営し、技術移転に関する相談が行われ続けるように事後的に管理するという方針である。

2013年に特許庁と中小企業庁により始まった本イベントは、農林畜産食品部と中小・ベンチャー企業部、そして防衛事業庁が今年新しく参加することで、計9つの部処による共同技術移転イベントとして位置づけた。

今回のイベントでは、知的財産の創出・活用能力と成果が優秀な知的財産経営優秀機関に対する授賞式も行われる。

知的財産経営優秀機関として選定された大学・公共研究機関には、特許出願料・年金などに活用できる知的財産ポイントが与えられる。

特許庁長は、「9つの部処が厳選した優秀公共技術が、それを必要とする企業と出会い、素敵な製品とサービスに生まれ変わることを期待する」とし、「技術の供給者である大学・公共研究機関と需要者である企業間交流と交流が活性になり、これにより、企業のイノベーション成長と新しい雇用創出につながるよう、努力し続ける」と述べた。

2-8 「韓国型証拠収集制度の導入に向けた国会討論会」を開催

韓国特許庁 (2023. 9. 13.)

韓国特許庁と国会、技術保護に向けた韓国型証拠収集制度の導入について議論へ

韓国特許庁と国会は (※)、特許侵害訴訟に韓国型証拠収集制度を導入するための国会討論会 (以下「討論会」) を9月14日 (木曜日) 9時30分、国会議員会館 (ソウル) で開催すると発表した。

※産業通商資源中小・ベンチャー企業委員会のキム・ジョンホ議員、企画財政委員会のイ・スジン議員、環境労働委員会のイ・ジュファン議員

特許は、世界的に広く活用されている代表的な技術保護手段である。グローバル企業は、毎年数多くの特許を出願 (※) しており、そのうち、韓国は世界4位の特許出願大国である。しかし、韓国の技術保護水準 (※※) の場合、出願規模に比べ、不十分だという評価が続いている。韓国の特許侵害訴訟は、一般の民事訴訟にかかる期間よりも長く、特許権者の勝訴率は10分の1にも及ばず、勝訴したとしても十分な損害賠償を受けることができないことが多いためである。

※全世界の国際特許 (PCT) の出願件数： 253, 000 (2018年) →275, 900 (2020年) →278, 100 (2022年)

※※スイス IMD (国際経営開発研究所) による評価結果 (2023年)：特許出願第4位 VS 保護ランキング第28位

訴訟において、侵害者が持っている証拠を簡単に確保できる方法が不十分だという指摘は、特許がまともに保護されない主な理由としてあげられ続けてきた。これにより、特許庁と国会は、2020年から韓国の現状に適した「韓国型証拠収集制度」の導入を進めてきた。

「韓国型証拠収集制度」のキーポイントのうち、一つ目は裁判所から指定を受けた専門家が侵害場所で資料調査を行い、それをまとめた結果報告書を証拠として活用する専門家事実調査、二つ目は法廷外の場所で当事者間で録取を行い、その録取記録を証拠として活用する当事者間証言録取、そして三つ目は訴訟初期段階において、裁判所が当事者に証拠の滅失と毀損防止を命令する資料保全命令の導入である。

これまで、特許庁と国会は60社あまりの企業、20あまりの協会・団体と80回ほどコミュニケーションを行い、関係部署および裁判所との協議を継続的に実施するなど、制度導入の必要性と制度詳細の必要性に対して大枠合意を実現してきた。

今回の討論会は、各界各層からその他の争点について意見を募集し、各々の争点に対する最適の解決策を導くために設けられた。その他の争点は2つあり、第1は専門家が現場で証拠を集める時に起こりうる技術流出問題を最小にするための安全装置で、第2は弁護士・弁理士などが依頼企業に作成した書面を専門家の現場調査の範囲から除外する基準である。

討論会は、(株)TILONの代表が経験した特許訴訟事例から始まり、侵害者が裁判所で偽りの証拠を提出し、被害者(特許権者)が相手方の証拠を偽造証拠だと証明する際に経験した厳しさなど、現行の証拠収集制度の限界と改善策について発題する予定である。

次には、LEE&KO法律事務所の弁護士が「専門家の事実調査」で営業秘密流出問題を最小にする方策と弁護士・弁理士などが依頼企業に作成した書面などを専門家の事実調査の範囲から除外する方策について、数十年の実務経験をもとに意見を述べる予定である。

その後、延世大学の法学専門大学院教授を座長に、財団法人傾聴の弁護士、韓国半導体産業協会の専務、特許庁の産業財産保護政策課長が、発題者らと制度導入に係るその他の争点と具体的な解決策について討論する予定である。

特許庁長は、「この場合は、韓国の産業に実質的に役に立つ最適の方策を導くために設けられたものである」とし、「特許庁は、これからも知的財産を所管する部署として、各界各層から意見を収集し、韓国型証拠収集制度が定着できるよう最善を尽くす」と述べた。

一方、この日行われた討論会は、特許庁の公式ユーチューブチャンネル(※)から生中継でお送りする。

※<https://www.youtube.com/kipoworld>

2-9 「2023 知的財産スタートアップコンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁 (2023. 9. 15.)

新産業分野で知的財産をベースに起業した優秀企業を選定する「2023 知的財産スタートアップコンテスト授賞式」が、9月15日(金曜日)10時からロッテワールドタワー(ソウル)で開催される。

韓国特許庁は、韓国発明振興会および信用保証基金と共に AI、ロボット、生命健康、半導体、量子技術など、新産業分野の優秀知的財産起業チームを発掘・育成するため、「2023

知的財産スタートアップコンテスト」を開催した。コンテストは、関係部処による統合型起業コンテスト「挑戦！K-スタートアップ 2023」の部処別予選として行われた。

4月5日から5月24日の締め切りまでに386社のスタートアップが応募した。書類審査と発表審査、そして国民参加審査を経て最終的に13社のスタートアップが選定された。

最優秀賞（特許庁長賞）は、「AIをベースにしたリアルタイムURLフィルタリング技術」を披露した(株)ピルサンが、優秀賞（特許庁長賞）は、「AIをベースにした患者オーダーメイド型補綴物および口腔ケアプラットフォーム」を発表した(株)Eco&Richが受賞した。

奨励賞（発明振興会長賞）は、(株)AKronEco、(株)共感センター、(株)BTE、(株)H&M BIO、(株)ORG、(株)AJ2、(株)Gamsungtech、(株)jeusroboticsが受賞し、信用保証基金理事長賞は、(株)HDM、(株)HYPHENATE、(株)Fingo Companyが受賞した。

授賞式の前には、受賞企業が自社への投資誘致を目的として、ベンチャー投資家に発表する時間が設けられる。さらに、関係部処による統合型起業コンテスト「挑戦！K-スタートアップ 2023」の本選進出権が与えられ、10月に各部処の予選を通過したスタートアップ企業と大統領賞（賞金3億ウォン）などをめぐって競争を行う。

特許庁の産業財産政策局長は、「優秀知的財産はスタートアップにとって最強の競争力であり成長動力である」とし、「特許庁と協力期間は、スタートアップのイノベーション型製品開発、投資誘致、そして販路開拓のために、多角的に事後支援を提供する」と述べた。

2-10 日韓特許庁長官会合の後続措置として両庁局長級会合を開催

韓国特許庁（2023.9.15.）

日韓、特許法・制度で歩調を合わせる…初の実務協議体が発足

韓国特許庁は、9月15日（金曜日）に、日本国特許庁（東京）で日韓特許専門家による「日韓法制度部長級・実務者会合」に出席し、両国の特許法制度関連懸案事項と今後の協力事項について情報を共有したと発表した。

【日韓初の特許法制度実務協議会の発足…AI発明者を巡る議論などについて情報共有】
会合は、今年の5月、6年ぶりの再開となった「日韓特許庁長官会合」の事後措置で、特に、日韓法制度分野の初の実務協議会の発足という点で意味がある。

会合では、AI 発明者の法的地位、最近の日韓特許法令の改正動向、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）の構築経験および活用方策、B+グループ（※）のプロジェクト推進など、様々な議論に対する深みのある情報共有が行われた。

※B+：WIPO・B グループメンバー国（米国、日本など一部の先進国）、韓国、欧州特許庁（EPO）メンバー国など、計 48 か国・機関で構成されたグループ。2005 年に各国の特許法調和に関する様々な議論を行うために創設され、韓国は 2008 年に加入した

両国は、AI 発明者の認定可否、そして発明者として認定された場合、現状の特許法制度に必要な改正などについて情報を共有した。また、最近改正が行われた特許出願・特許権の回復要件の緩和（日韓）など、出願人に有利な特許制度および制度の改善に関する情報共有も行われた。

【気候変動への対応に関する情報共有および特許制度の国際調和の推進で合意】

今回の会合では、6 月に米国で開催された五（※）庁長官会合の主要テーマ「包摂的な知的財産システムによる気候変動への対応」に関する情報共有も行われた。

※IP5：韓国、日本、米国、欧州（EPO）、中国特許庁

日本は、「グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI※）」を導入した経験を紹介し、韓国は現在完成段階にある「韓国型グリーン技術特許分類体系」と、この分類体系の対象となる特許出願に対する早期審査支援計画を発表した。

※Green Transformation Technologies Inventory：日本国特許庁が 2022 年 6 月に公表したもので、GX 技術の分類および関連特許文献の検索式などの情報が含まれている

韓国は、環境部の「韓国型グリーン分類体系」と連携し、特許情報の効率的利用を図るという未来図を掲げた。

また、両国は、先進国グループ中心の B+会合で、海外に進出する両国企業と発明者を保護するため、日韓の主導のもとで公知例外主張（※）など、特許制度の実体的事項について国際調和を推進することに合意した。

※公知例外主張：出願前に公知されたとしても、一定の期間内（韓国・日本・米国：1 年、欧州・中国：6 か月）に出願した場合、公知などがされていない発明とみなし、特許拒絶理由から除外する制度。多様な方式により各国で運営されている

特許庁の特許審査企画局長は、「今回の実務協議体の発足は、これまで疎遠になっていた両国間の特許法制度に対する協力関係を再建するための重要な足場である」とし、「今回の会合を機に、韓国特許庁は、先進型特許システムの構築の先頭に立ち、韓国企業のグローバル活動支援を強化していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 海外進出企業の知財権保護に向けた「K 商標模倣品セミナー」を開催

韓国特許庁（2023.9.6.）

K 商標模倣品対応戦略を模索する

「K 商標模倣品、根絶策はないか」というテーマの発表会および展示会が9月6日水曜日10時、国会議員会館（ソウル）で開催された。

発表会は、輸出主導の韓国の経済構造の下で効果的な海外 K 商標模倣品の対応策を国会と政府が共に模索するため、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（以下「産業委」）のキム・ハンジョン議員室と特許庁が共催し、韓国知的財産保護院が主管した。

最初の発題を担当したキム・ヨンソン韓国知的財産保護院長は、国・業種別の模倣品に関する情報提供から現地での取り締まりや訴訟提起などに向けた多様な支援施策を紹介した。次に、ソン・スンウ韓国知的財産研究院長が海外模倣品の流通現況に触れ、それを通じて韓国企業の被害規模や流通経路などに対するより綿密な調査・分析の必要性などを強調した。最後に、ユ・ソンウォン弁理士は、K 商標模倣品に対する対応事例を紹介し、模倣品を発見する際の状況別対処方法を提示した。また、産業界を代表してユ・ボンジュン食品産業協会本部長、キム・ヒョンスク音楽コンテンツ協会所長、キム・ギョンオク化粧品協会部長などが討論者として参加し、模倣品被害業種が従来のファッションや電子製品などから人物（キャラクター）・おもちゃ、医薬品などに広がっているとし、政府支援の必要性を強調した。

最近、韓流ブームによって海外で K 商標模倣品が増加している中、模倣品は国のイメージを傷つけるだけでなく、企業の売り上げなど輸出減少や雇用損失など、国の経済に深刻な問題をもたらしている。このような状況で、国会で K 商標模倣品をテーマに輸出企業の隘路と政策提言を聞くための場を設けたという点で意義深い。

展示会には「一目で見る K 商標模倣品」をテーマに食品、化粧品、人物（キャラクター）・おもちゃなど8業種、29社が参加し、K 商標の真正品と模倣品を比較・展示した。

特許庁次長は、「今回のイベントを通じて、輸出企業にとって模倣品対応の重要性について考えてみるきっかけになったことを期待する」とし、「特許庁は、関連対策を滞りなく

迅速に推進し、韓国企業の輸出が増加して海外進出が拡大するよう最善を尽くしたい」と述べた。

3-2 340億ウォン台の企業型デザイン犯罪組織を検挙

韓国特許庁（2023.9.15.）

韓国特許庁は、9月14日木曜日、韓国国内外の有名ブランドの新商品デザインをコピーした模倣品2万件余り（正規品344億ウォン相当）を製造・販売した疑いでSNS・インフルエンサーである企業代表A氏を拘束し、法人と役職員7名（代表含む）を起訴送致したと発表した。

【Chanel・TIMEなど韓国国内外企業58社の有名ブランドの模倣品2万件余りを製造・流通】特許庁の技術デザイン特別司法警察（以下「技術警察」とする）と大田地方検察庁は、Chanel・TIME・EENKなど韓国国内外企業58社の有名ブランドの衣類、靴、貴金属の模倣品約2万件余りを製造・流通した法人と役職員7名を、デザイン保護法と不正競争防止法違反の疑いで拘束した。同種前科2犯の企業代表A氏を技術警察の捜査段階で事前に拘束し、検察は代表と法人を起訴し、職員6名は起訴猶予にした。

技術警察によると、個人事業体を運営した主犯A氏は、2021年12月から模倣品を販売・流通するための法人を設立、役割を分担する職員を採用して企業化した。模倣品の製造は、韓国国内の衣類・靴・貴金属製造・卸売りメーカーおよび海外現地のメーカーに委任する形で組織化を行った。

彼らは新製品を購入した後、それをコピー・返品する手法で模倣品を作り、取締りを回避するために模倣品に自社の商標を付けるなど、具体的に犯行を計画し、実行したことが分かった。

【インフルエンサーの認知度を利用して模倣品を販売…正規品344億ウォンに相当】インターネットのブログ（累計総訪問者数1,400万人）でファッション・インフルエンサーとして活動した主犯A氏は、自分の認知度を利用して製品を広報し、購入者を巻き、模倣品を会員制で販売した。彼らが2020年11月から約3年間製造・流通した模倣品は、正規品344億ウォンに相当し、24億3千万ウォンの犯罪収益を手にしたという疑いがある。

莫大な犯罪収益を得た主犯A氏は、ソウル市江南区所在の高級集合住宅に住みながら、高価な自動車を複数台所有するなど豪華な生活をSNS上で自慢し、他の犯罪行為を助長・デザイナーの創作意欲を低下させた。

【企画捜査の結果、デザイン犯罪において初の犯罪収益の追徴・保全および被疑者拘束】
技術警察は、2022年12月頃、被害企業1社からの通報で捜査に乗り出し、今年の2月頃に大規模の組織的なデザイン犯罪を認知した。その後、被害企業58社に対する企画捜査に転換、今年の3月頃に住居地と法人事務所に対して押収捜索令状を取得し、証拠物を押収・法人と役職員7名を立件した。

また、大田地検の特許犯罪調査部、犯罪収益回収チームと協力し、主犯A氏の金融口座を凍結し、不動産と再建などを差し押さえることで、犯罪収益24億3千万ウォン全額を追徴・保全し、A氏らが保管していた模倣品600件余りも証拠物として確保した。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「デザイン保護法と不正競争防止法違反において、犯罪収益を追徴・保全、被疑者を拘束した最初の事例であり、追徴・保全した金額も特許庁の特別司法警察販促以降、最大規模である」とし、「ますます巧妙になる知財権犯罪に対して断固として対応し、諦めずに犯罪収益を追跡して国庫に返還することで、犯罪動機および誘因を阻止する」と強調した。

3-3 BLACKPINK WORLD TOUR の現場で模倣品を取り締まる予定

韓国特許庁（2023.9.15.）

事前にオンラインで情報収集した結果、BLACKPINK 模倣品を多数発見、販売阻止へ

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下「商標警察」）は、韓国中小・中堅企業のブランドを保護するため、9月16日（土曜日）と17日（日曜日）に、K-カルチャーをリードしているアイドルグループ BLACKPINK のワールドツアー（※）の現場で、ファン向け商品に関する模倣品取締りおよび啓蒙活動を実施すると発表した。

※BLACKPINK WORLD TOUR [BORN PINK] FINALE IN SEOUL

特許庁は、今回の取締りを通じて韓国企業がブランド価値を高めることに積極的に協力し、会場を訪れた観客に対して知的財産を尊重する文化を広報・啓蒙する機会として活用する計画である。

商標警察は、公演当日に多くの観客が移動すると予想される地下鉄駅と会場の出入口周りを中心に巡察しながら取締り活動を行う予定である。

また、先月からオンライン上で販売されている BLACKPINK 関連模倣品の販売を事前に阻止するため、先立ってモニタリングを強化した結果、数多くの BLACKPINK 関連模倣品が流通されていることが確認された。それにより、オンラインプラットフォーム企業との

協力を得て、模倣品販売者の投稿またはアカウントを削除するなどの措置を講じている。

商標警察は、モニタリングで収集した情報に基づいて、大規模かつ頻繁に販売している者に対して企画捜査を推進し、これからも韓国の主要芸能事務所と協力してオンラインプラットフォームに対する K-カルチャー関連模倣品の取締りを行う予定である。

特許庁の商標特別司法警察課長は、「K-カルチャーの世界的地位が高まるにつれ、これに便乗して不当な利益を取得しようとする K-カルチャー関連模倣品が多く流通されている」とし、「今度の取締りを機に、正規品を尊重する文化が定着することを願う一方、特許庁は、K-カルチャー関連の商標権侵害行為に関する監視と取締りを続けていく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 女性の意匠出願率 31.8%、この 20 年間約 4.2 倍増加

韓国特許庁（2023.9.4.）

MZ 世代女性の意匠出願に注目しましょう

【女性の意匠出願率 31.8%、この 20 年間約 4.2 倍増加】

WIPO（世界知的所有権機関）の発表資料※によると、この 20 年間（1999～2020）国際特許出願の全体発明者に占める女性の割合は 13%であり、今の勢いで 50%までに到達するには 30 年以上かかる見通しである。一方で、特許以外の知的財産である意匠権では、有意義な変化が見受けられた。

※The Global Gender Gap in Innovation and Creativity, WIPO Development Studies, 2023

韓国特許庁の調査結果、韓国の意匠出願のうち女性（個人）の出願率は 1999 年に 7.6%にすぎなかったが、2022 年には 31.8%と、この 20 年間約 4.2 倍増加した。

【女性の出願率が半分を超えた意匠物品類が初登場】

ロカルノ分類※で見ると、2022 年第 1 類（食料品）、第 19 類（文房具および事務機器など）で女性の出願率がそれぞれ 51.0%、50.4%と、男性の出願率を超えた。ロカルノ分類の導入（2014 年 7 月）以来、女性の出願率が 50%を超えた類が登場したのは 2022 年が初めてである。

※国際産業意匠分類体系として 32 の類（クラス）で構成されている（韓国は 31 の類を使用）

第 3 類（旅行用具など、49.8%）、第 11 類（装飾用品、49.5%）、第 30 類（動物の世話および飼育用の物品、44.7%）でも近いうちに女性の出願率が男性を逆転するものと予想される。

【女性の意匠出願のうち 30 代以下の出願が 54.4%と高い割合】

年代別に見ると、2022 年女性（個人）の意匠出願のうち 30 代以下の出願が 54.4%と高い割合を占めている一方、男性の意匠出願の場合は 30 代以下が 27.4%にすぎず、40～50 代が主流となっていることから、対照的である。特に、2022 年第 19 類（文房具および事務機器など）は、女性の出願のうち 10 代と 20 代の出願が 48%を占めるほど、MZ 世代女性の出願が著しく高まっている。これは、意匠から製造・流通・販売までの参入ハードルが比較的になくなった物品分野に対し、スタートアップやインフルエンサーなどの若い女性たちが積極的に事業進出を模索しているものと分析される。

特許庁長官は、「若い女性たちの意匠出願が着実に増えている点は、ジェンダー平等、社会参加の観点で非常に肯定的なシグナルであり、女性の潜在的なイノベーション力が発揮されるようサポートすることは、国の競争力向上とも直結する」とし、「ただ、女性の出願のうち 40 代以上の割合が比較的に高くないという点は、キャリア断絶のような社会的懸案と関わっているように思われる。特許庁は、女性デザイナーが持続的に創作活動を続けられるよう、多角的な政策を打ち出していきたい」と述べた。

4-2 韓国特許庁、TM5・ID5 の年次会合を開催

韓国特許庁（2023.9.12.）

商標侵害に対する認識向上案、仮想空間上でのデザイン保護など、協力プロジェクトを議論

韓国特許庁は、9 月 11 日（月曜日）から 15 日（金曜日）まで、仁川で「2023 年 TM5 および ID5（※）の年次会合（※※）」を開催すると発表した。

※TM5（Trade Mark 5）、ID5（Industrial Design 5）：商標・デザイン分野における先進 5 庁（韓国、米国、欧州、日本、中国）の協議体

※※TM5・ID5 の年次会合：世界商標出願の 6 割、デザイン出願の 7 割以上を占めている先進 5 庁が、商標・デザイン分野の国際ルール形成および調和、そしてユーザーの便宜性向上に向けて毎年開催している

各庁と WIPO の関係者などが集まった今回の会合では、今年に推進した協力プロジェクトの進捗状況を整理し、来年の推進プロジェクトを採択する予定である。

TM5 の年次会合（9 月 11 日～12 日）では、「商標侵害に対する認識向上案」、「悪意のある商標出願の防止策」など、16 の協力プロジェクトについて議論を行う。また、メタバースのような仮想空間上での商標使用の拡大、国境を超える商標権侵害などの新たな問題が浮上するに伴い、これに先立ち、対応するための商標分野の先進 5 庁による共同宣言文を発表する予定である。

ID5 の年次会合（9 月 14 日）では、「メタバース上でのデザイン保護」と「デザイン図面要件カタログ」を含む 12 の協力プロジェクトについて議論を行う。特に、「メタバース上でのデザイン保護」プロジェクトは、各国の産業界の意見も反映した上で、年末までに論点整理を行う予定である。

新規プロジェクトとしては、韓国と米国が共同で「ハーグ国際デザイン審査結果の比較」を提案し、女性のデザイン制度への参加活性化に関する努力が反映された先進 5 庁による共同宣言文についても議論を実施する。

特許庁は、会合が行われる 5 日間を「商標・デザインウィーク」とし、商標・デザインに関する公開討論会および仁川所在企業との懇談会（9 月 11 日）、TM5 および ID5 のユーザーセッション（9 月 13 日と 9 月 15 日）、商標ビッグデータ学術会議（9 月 13 日）などの付帯イベントも同場所で開催する。

特許庁長は、11 日の TM5 年次会合に出席し、各庁の代表団を励まし、深みのある議論をお願いする予定である。また、商標・デザインに関する公開討論会および仁川所在企業との懇談会に出席し、学界・産業界による講演と企業の知財関連隘路を聴取する。

特許庁長は、「最近、新技術の登場と市場のグローバル化などに伴う知財権を巡る環境変化に対応するため、共同による努力がますます重要になっている」とし、「商標・デザイン分野の新たなルール形成と出願人の権利保護強化に向けて先進 5 庁間での協力を進めていく」と述べた。

4-3 「2023 年商標ビッグデータカンファレンス」を開催

韓国特許庁（2023. 9. 13.）

商標ビッグデータ分析をベースにした事業・商標戦略を共有

- ✓ テスラは、2021年5月に西洋料理のレストランなどに商標を出願し、2023年8月に西洋料理のレストラン、充電スタンドの設置について承認を受けた。現代自動車は、2018年11月に西洋料理のレストラン・ホテル・自動車修理業に商標を出願し、2021年11月に複合文化空間「Genesis House New York」をオープンした。
- 自動車から充電スタンド、西洋料理のレストランなど顧客ニーズに答えるオーダーメイド型サービス業まで事業拡張していくことを、商標を通じて予め確認することができた。
- ✓ ジョンソン・エンド・ジョンソンは、2021年2月に手術の過程に仮想現実・拡張現実を結びつけた医療関係者向けの医療機器関連商標を出願し、2022年4月にメキシコで仮想現実を活用した医療関係者向け手術教育を実施した。
- 従来の化粧品、医薬品業界から拡張し、仮想化粧や仮想手術など仮想現実に係る業種に新規進出する可能性を商標から予測することができる。

韓国特許庁は、9月13日（水曜日）10時30分、仁川で「2023年商標ビッグデータカンファレンス」を開催する。

カンファレンスは「商標・デザインウィーク」（9月11日～15日）のイベントの一環として、「データ経済の時代、ビジネス主導権を確保するための商標活用戦略」というテーマで開催される。特許庁が今年から新たに推進する「商標ビッグデータ分析事業」の結果を共有するために設けられたものである。

カンファレンスでは「商標」の観点から様々な産業を分析した結果として、新たに出現する事業と商標（標章）の類型などに基づいて有望業種を判断し、韓国企業に役に立つと思われる事業および商標戦略を共有する。

最初に商標ビッグデータベース産業動向分析の意義について紹介し、続いて医薬品、情報サービス、配送サービス、ペットケアの4つの分野の商標・事業戦略分析事例を共有する。（※）

※カンファレンスの生中継予定：特許庁ユーチューブチャンネル
(youtube.com/kipoworld) 参照

商標出願情報には、近未来に対する企業の事業意志が込められている。企業は、新規事業をリリースする前に、該当事業分野において自分の商標（ブランド）の独占的保護を求め、商標を出願しているためである。そのため、今回のカンファレンスで紹介される商標ビッグデータ分析は、単なる動向把握という役割を越えて、各産業物の競争水準と未来産業構造を予測するという意義を持つ。

特許庁は、これからも商標ビッグデータ分析事業を通じて、様々な産業の有望分野を予測し、商標（ブランド）戦略を提供するなど、韓国企業が事業転換と方向模索に活用できるように支援を行う計画である。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「商標ビッグデータは、韓国企業の未来戦略を予測する道具である」とし、「特許庁は、商標ビッグデータが韓国企業の競争力強化につながる触媒になれるよう、積極的に支援するつもりである」と述べた。

その他一般

5-1 第四次産業革命技術の特許出願、10年間年平均14.7%成長

韓国特許庁（2023.9.11.）

AI技術の出願件数が第1位（27.2%）…第四次産業革命技術の成長をリード

韓国特許庁は、最近10年間（2013年～2022年※）の第四次産業革命技術分野（※※）の特許出願統計を分析・発表した。ここ10年間、第四次産業革命技術分野の特許出願は年平均で14.7%ずつ増加しており、AI技術が第四次産業革命技術の成長をリードしていることが分かった。

※第四次産業革命の主要技術（8つ）：AI、ビッグデータ、IoT、デジタル健康管理、バイオマーカー、インテリジェントロボット、自律走行、3Dプリンティング

※※2022年は特許非公開期間（1年6カ月）が含まれているため、一部の非公開出願は除く

【第四次産業革命技術の特許出願、10年間で年平均14.7%成長】

発表によると、2013年7,057件に過ぎなかった第四次産業革命技術分野の特許出願は、2022年23,341件に達し、ここ10年間で約3.4倍増加した。10年間の年平均増加率は14.7%と、同期間中の全体の特許出願件数の年平均増加率（1.2%）の12倍となる。

【AI技術分野の出願件数が第1位（27.2%）…第四次産業革命技術分野の成長をリード】

細部技術分野別に見ると、「AI」分野が最も高い（27.2%）割合を占め、「デジタル健康管理」（23.0%）と「自律走行（21.7%）」分野の順となった。特に、AI分野の場合、2013年の出願件数は444件と、8つの主要技術分野のうち6番目だったが、2016年以降急激に増加し、2022年には8,960件を記録、1位となった。ちなみに2016年はAlphaGoが登場し、AI時代の到来を多くの人々に刻印させた年でもある。

AI 分野の出願増加率は、第四次産業革命技術分野全体の出願増加率（14.7%）をはるかに超える 39.6%と、AI 技術が第四次産業革命技術の成長をけん引していることがわかった。

【融合技術出願、年平均 37.8%で急成長…AI+デジタル健康管理がトレンドに】

統計によると、第四次産業革命技術の特徴でもある異なる技術分野間の融合が強化されていることが分かった。2013 年 128 件だった融合技術の出願件数は、2022 年 2,294 件（年平均増加率 37.8%）という爆発的な成長を記録した。このように融合技術の出願件数が急速な増加を見せているところから、融合化傾向は当分の間続くと予想される。

特に、2020 年から AI とデジタル健康管理分野の融合が目立つ（※）が、これはコロナ禍以降、健康管理関連の技術開発が活発になった結果だと考えられる。

※2019 年 360 件→2020 年 795 件→2021 年 1,116 件→2022 年 1,089 件（一部の非公開出願除く）

今回発表した「第四次産業革命技術分野特許統計」は、2013 年から 2023 年上半期までの出願・登録資料を分析したもので、第四次産業革命技術の 8 つの主要分野と 11 の融合技術分野の特許統計を提供している。特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）に公開されており、誰でも活用することができる。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は、「特許統計の活用は、急変する技術環境の中で技術の動向を把握し、効果的な技術開発戦略を策定する上での必須不可欠なものである」とし、「特許庁は、これからも新成長分野で韓国が躍進するのに必要な特許情報を適時に提供できるように努力していきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム